

Ⅱ 施設高機能化整備事業

1. 補助対象工事等

- (1) 学校法人が設置する高等学校（下記①及び②の工事は普通科に限る（職業学科等併設校の場合は、普通科のみを対象とする。）、中等教育学校（後期課程の場合、下記①及び②の工事は普通科に限る。）、中学校、小学校及び特別支援学校において、教育内容・方法等の改善のために行う下記①～④の校舎の改造工事（別表1）とする。また、改造工事に伴い当該施設と一体で整備する教育設備（別表2）（私立高等学校等IT教育設備整備推進事業の対象設備を除く。）とする。

①教育の情報化に関連した教室等の改造工事

情報教室の整備、校内LANの整備、その他通常の授業で使用する教室の情報化に伴う改造工事

※理事長室、校長室、職員室、事務室、生徒会室、課外活動用の部室等、専ら児童生徒が通常の授業で使用しない施設へのLAN整備は原則として対象外とする。

②特別教室及び多目的室、図書室の整備

特別教室とは社会科教室、視聴覚教室、芸術科教室、理科教室、音楽室、家庭科室、情報教室をいう。

多目的室とは複数クラスが集まる集会、児童生徒の作品の展示・掲示等、あるいは、総合的な学習の展開の場としても利用できる等、多目的に利用される教室をいう。

※使用実態が同じであれば室名が異なっても対象とできる。（各部屋の準備室含む。）

③校舎等のバリアフリー化整備

身体障害者等が円滑に利用できる施設（児童生徒等が日常利用するものに限る）の環境を整備するために行われる施設改造工事に必要な経費であり、原則として、建築物特定施設^{※1}について建築物移動等円滑化基準^{※2}を満たすために実施するものを対象とする。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第18号

※2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第10条

④カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備

既存保健室内や余裕教室を利用して、カウンセラー室として単独の教育相談室や、進路相談室の整備を行う場合をいう。

※教育内容・方法等の改善のために行う校舎等の改造工事について補助対象とするものであり、施設の老朽化等の理由による修繕工事とみなされるものについては補助対象外。

- (2) 補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は改造工事に係る経費（実施設計費含む。）及び設備に係る経費を含め、1,000万円以上2億円以下とする。ただし、以下の整備については次の限度額とする。（限度額を超える金額は学校法人負担）

①カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備については、400万円以上2億円以下（ただし、改造工事に係る経費が300万円以上要するものに限る。）

②私立高等学校等IT教育設備整備推進事業に伴う施設整備に係るもの（申請年度に同時申請しているもの）については、300万円以上2億円以下（ただし、改造工事に係る経費が300万円以上要するものに限る。申請の際は、様式2-1の備考欄にその旨を記載。）

③校内LANの整備については、下限額を250万円以上（ただし、私立高等学校等IT教育設備整備推進事業に伴う施設整備に係るものについては、下限額を150万円以上）とする。

④バリアフリー化整備については、下限額を150万円以上とする。

- (3) 補助対象実施設計費は補助対象工事（別表1）に係る設計費とする。

2. 補助対象外となるもの

- ①「補助対象範囲（別表1）」以外の工事に要する経費
- ②完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ③他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ④増改築、増床工事に係る経費（ただし、建築物移動等円滑化基準を満たすため、身体障害者用のエレベータの設置等を行う場合は補助対象。）
- ⑤補助年度の前年度に契約が締結されている場合
- ⑥改造工事を伴わない設備等の備品を購入・設置する場合
- ⑦施設の老朽化等の理由による通常の維持・管理とみなされる経費

3. 補助率

改造工事（実施設計費を含む）及び教育設備の購入に要する経費の1／3以内

4. 提出書類

- ①施設高機能化整備事業計画調書（様式2-1～3）
- ②工事費、実施設計費及び教育設備購入経費にかかる入札の内容が分かる書類又は見積書の写し
- ③改造工事を必要とする理由及び改造工事後の授業計画書等（A4縦：2枚以内）
- ④工事予定建物の計画図面（様式自由）
- ⑤その他参考となる資料

5. 改造工事を必要とする理由及び改造工事後の授業計画書等（A4縦：2枚以内）

- （1）改造工事を必要とする理由及び改造工事後の授業計画を分かりやすく記載すること。
- （2）教育内容・方法等の改善のために行う改造工事により、具体的にどのように施設の高機能化が図られ、教育上、児童生徒にどのような効果をもたらすのかについて、分かりやすく記載すること。
- （3）授業計画書については、教育内容・方法等の改善を踏まえ、改造工事後の具体的な授業計画を記載すること。
- （4）校舎等のバリアフリー化整備により、適合することになる建築物移動等円滑化基準の条項を記載すること。

(別表1) 教育内容・方法等の改善のために行う校舎の改造工事の補助対象範囲

区 分	補 助 対 象 工 事 の 範 囲
建築・建具工事	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒の教育用として整備する場合に対象とできる。 ・教室の様様替工事や改造工事のための工事 (二重床、間仕切、出入口ドア等の設置、壁 抜き、窓枠設置、備え付け机等の撤去・設置工事など)
空調設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・特別教室：通常の授業で児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に適切な理由があれば対象とできる。(理由書を添付すること) ・保 健 室：児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に適切な理由があれば対象とできる。(理由書を添付すること) ・相 談 室：児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に適切な理由があれば対象とできる。(理由書を添付すること) ・普通教室：対象外とする。ただし、次の場合に限り対象として認めることができる。 (いずれも理由書及び以下①～③を証明する必要書類等を添付すること) ①当該地域が地域の環境公害の指定を受けている場合 ②常時、騒音や排気ガス等の影響を受けていることが明らかに認められる場合 ③マルチメディア機器等の使用により室温の上昇が明らかに認められる場合で、機器や人体に悪影響を及ぼす恐れがある場合 ・そ の 他：トイレ、倉庫、理事長室、校長室、職員室、事務室、生徒会室、課外活動用の部室など、専ら児童生徒が通常の授業で使用しない箇所や、社会通念上、空調整備を要しない箇所は対象外。 <p>※この他、当該年度以前に耐震補強工事等による耐震壁等の設置により、窓が縮小あるいはつぶれた場合で、これまでの換気や児童生徒の学習環境に悪影響を及ぼすことが明らかかな場合には、当該工事が行われた部屋単位で対象に認めることができる。</p>
照明設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に対象とできる。
電気設備工事 アンテナ工事	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に対象とできる。
防音・断熱対策工事 (吸音板、二重サッシ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に対象とできる。
L A N工事	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒に対する教育用として整備する場合に対象とできる。 ・理事長室、校長室、職員室、事務室、生徒会室、課外活動用の部室など、専ら児童生徒が通常の授業において利用しない箇所については対象外。 ・申請計画時には施行に係るLANの所要量を記入すること。
給排水設備・ガス設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・実験室や技術家庭科室の備え付け流し台、又は身障者トイレ等の整備を行う場合で、専ら児童生徒用に施設と一体的に整備する場合に対象とできる。
塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・上記改造工事に伴い必要があれば、当該施設と同一空間の床・天井・壁を対象とすることができる。 (同一空間とは、工事内容と工事範囲を基に各教室ごと、フロア別の廊下部分、階段部分に区分して判断する)

(別表2)

区 分	補 助 対 象 範 囲
教育設備	<p>専ら改造工事を施工する教室等において使用する教育設備で、既存施設と一体で整備される場合(例えば視聴覚教室内の映像・音響設備、情報教室内のサーバシステム、理科教室内の実験機・実験棚(教室に固定されるもの)など)に補助の対象とできる。なお、改造工事を行わずに教育設備を設置する場合は対象外とする。</p> <p>※私立高等学校等IT教育設備整備推進事業の対象設備を除く。</p>

Ⅷ エコキャンパス推進事業

1. 補助対象工事等

(1) 補助対象

学校の防災機能強化等を推進するとともに、環境に配慮した学校設備を導入するために行う以下の改造工事に要する経費及び実施設計費に要する経費とする。

事業タイプ		事業概要 (例)
① 新 エ ネ ル ギ ー 活 用 型	太陽光発電型	屋上、屋根等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を学校で通常使用する電力に活用するためのシステム
	太陽熱利用型	屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房（床暖房等）、給湯（シャワー、給食等）、プール加熱等に利用する方法
	その他新エネルギー活用型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力：屋上、校庭等に風車を設置し、発電する方式で、学校で通常使用する電力を補うシステム ・ 地中熱：換気用チューブを地中に埋設し、室内空気を循環させて熱交換するシステム ・ 燃料電池：都市ガス等の燃料から電力を得るシステムで発電の際の排ガスがクリーンで二酸化炭素の排出も少ないシステム
②省エネルギー型・省資源型		<ul style="list-style-type: none"> ・ 断熱化：複層ガラスや二重サッシ等の利用、断熱材等の改造 ・ 採光対策：庇、ルーバー、バルコニー、反射鏡等の設置 ・ 省エネ型設備：省エネ型空調設備、高効率型照明器具への更新及び学校内での節水効果を高めるために自動水栓や節水型便器への更新 ・ 中水利用：敷地や屋根等から集めた雨水を再利用貯留槽等に貯め、ろ過等の処理をしてトイレの洗浄水や校庭の散水、校内の池等に利用及び施設内で発生する排水をろ過等の処理をして、トイレ洗浄水等に利用
③ 緑 化 推 進 型	グラウンド芝生化	原則として暗渠排水、表面排水及び芝張り等が一体として整備された施設であること
	建物緑化、屋上緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の壁面や屋上、テラス、ベランダ等の緑化を行う ・ 校内を積極的に緑化し、緑率の向上、緑のネットワークの形成、ビオトープの設置等をはかる ※緑化推進型については別表2、別表3参照
④木材利用型		地域材、間伐材等の木材を利用した床、壁、天井等の内装等の改造

(2) 補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は500万円以上2億円以下とする。（限度額を超える金額は学校法人負担）ただし、緑化推進型については、

①グラウンド芝生化は2,000万以上9,000万円以下とし、原則として暗渠排水、表面排水及び芝張り等を一体的に整備するものとする。（別表2、別表3参照）

②建物緑化・屋上緑化はそれぞれ500万円以上1,000万円以下。

(3) 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

2. 補助対象外となるもの

- ①完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ②他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ③増改築、増床工事に係る経費
- ④補助年度の前年度に契約が締結され着手されている場合
- ⑤改造工事を伴わない設備等を購入（改造工事を伴わないLED電球への交換等）の場合

3. 補助率

補助対象工事費（実施設計費を含む）及び設備購入経費の合計の1／3以内とする。

ただし、防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）とあわせて実施する場合は、耐震補強工事の補助率を採用する。

4. 補助対象事業

補助対象とできる改造工事の種類はおおむね次のような種類の工事とする。

- ①機器設備等工事
設備等の本体を設置するための工事
- ②電気設備工事
整備に必要な電源、電気、配線等の工事
- ③建築工事
設備等を設置するための既存校舎の建築等の工事
- ④給排水設備工事
整備に必要な給排水等の工事
- ⑤ガス設備工事
整備に必要なガス設備等の工事
- ⑥土木・造園工事
緑化推進整備に必要な工事

（別表2）（③緑化推進型 建物緑化、屋外緑化）補助対象施設

校内を積極的に緑化し、緑被率の向上、緑のネットワークの形成等を図るため、下記の施設について補助対象とできる。

補助対象施設	左の具体例	当該施設が備えるべき要件
屋外運動場	グラウンド	暗渠排水、表面排水及び芝張り等が一体として整備された施設であること
屋外学習施設	観察の森	木々に対する理解を深めるとともに小鳥や昆虫にふれあうための緑の場であること
	学習園	草花、野菜、果樹などを育てるための庭等で果実などを収穫できる（体験できる）場であること
	自然体験広場	水性植物や魚等を観察するための小川や池等で自然（緑）と一体化できる（自然に関心を持たせる）場であること
防災広場	運動場体験広場	芝生等が施された広場等で、自由な運動が体験できること
	防災緑地	火災に耐える樹木等により延焼防止を図ること
	スプリンクラー	防災広場、防災緑地等に散水できること

(別表3) (③緑化推進型 建物緑化、屋外緑化) 補助対象工事費

工 事 費	摘 要
樹木 〔 高木・低木 草木・芝張 〕	施設を構成するものを対象とできる (植樹のための土は対象に含む)
築山・池	児童生徒等が立ち入りできるものが望ましい
屋外ステージ	建物の要件に当てはまるものは対象外
ベンチ	土地に固着する場合のみ対象とできる
花壇・畑	土地に固着する場合のみ対象とできる (プランターの場合は対象外) (腐葉土等の客土も対象とできる)
水飲み場、足洗場	屋外運動場、屋外学習施設に付随するものを対象とできる
便所	屋外運動場、屋外学習施設に付随するものを対象とできる (建物の要件に当てはまるものは対象外)
防球フェンス工事	屋外運動場、屋外学習施設に付随するものを対象とできる
舗装 (レンガ敷き) 工事	屋外運動場、屋外学習施設に付随した散策路等を対象とできる (駐車場の舗装は対象外)
散水設備	スプリンクラー、放水銃、ポンプ、散水栓及びこれらに付随する配管等を補助の対象とできる
アスレチック遊具	一般的な遊具であるブランコ、ジャングルジム、鉄棒、シーソー、すべり台等は対象外
給排水工事	屋外運動場、屋外学習施設に付随するものを対象とできる
電気設備工事	屋外学習施設に付随する放送設備、照明設備等を対象とできる (屋外運動場の照明設備については対象外)
実施設計費	実施設計費を除いた対象工事に係る設計費を対象とできる
事務費	対象外

※使用実態が同じであれば名称が異なっても対象とできる。

5. 提出書類

- ①エコキャンパス推進事業計画調書 (様式8-1~3)
- ②工事費、実施設計費にかかる入札の内容が分かる書類又は見積書の写し
- ③工事予定建物の計画図面 (様式自由)
- ④省エネ型設備への更新を行う場合には、その根拠となる仕様の記載された資料を添付すること。
- ⑤その他参考となる資料

6. エコキャンパス推進事業完了後のフォローアップ調査について

本事業の採択を受けた場合には、事業の実施前と実施後で、どの程度CO₂排出量が減少したか等、事業実施に伴うフォローアップ調査を実施します。調査票は交付決定時に配付する。

7. その他

再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第6条第1項による認定の申請は行わないものとする。

なお、これまでに本事業で補助されたものを含め、同法に基づく認定を申請する、若しくは申請している場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要である。